

犯罪インフラ対策の推進

～将来を見据えた対策・明るい島根をつくるために～

「犯罪インフラ」
という言葉を知っていますか？

「犯罪インフラ」とは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいいます。インフラそのものが合法的なものであっても、犯罪に悪用されてしまえば犯罪インフラとなります。つまり、犯罪インフラとは、●犯罪に利用されているもの
●犯罪を起こしやすくしている仕組みのことをいいます。

犯罪インフラの例

犯罪インフラは、社会の急激な変化に応じて、詐欺、窃盗、サイバー犯罪などのあらゆる犯罪の分野で着々と構築され、巧妙に張り巡らされています。

犯罪に関わる 通信・運搬手段

- 他人名義の携帯電話
- インターネット闇サイト

など

犯罪収益の 集金・送金手段

- 地下銀行（許可なく不正に外国等に送金）
- 他人名義の預貯金口座
- 電子マネー

など

不法滞在者等の 生活手段

- 就労資格のない者を雇用する事業
- 不法滞在者への住居斡旋、提供
- 地下営業（無許可の病院、薬局、タクシー業など）

など

資格・身分の 偽装手段

- 偽変造身分証明書（運転免許証、在留カードなど）
- 偽装結婚などにより不正取得された公的身分

など



情報をお寄せ
下さい。

島根県警察では、犯罪インフラや犯罪インフラを利用した事件の取締り、犯罪インフラの実態解明を強化するとともに、社会全体による取り組みとして、各自治体や関係機関への働きかけにより、犯罪インフラを生まない環境作りを推進しています。「あれ、おかしいな」と思ったら、最寄りの警察署（交番・駐在所）まで連絡をお願いします。